○京都府立京都学・歴彩館条例

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成28年７月22日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　京都府条例第34号

（設置）

第１条　府民に京都の文化、歴史等に関する学習及び交流の場を提供するとともに、京都に関する資料等を収集し、保存し、及び公開することにより、京都における文化の発展及び学術の振興に資するため、京都府立京都学・歴彩館（以下「歴彩館」という。）を京都市左京区下鴨半木町１番地29に設置する。

（利用者の責務）

第２条　歴彩館の利用者は、歴彩館内の秩序を尊重し、この条例、この条例に基づく規則その他管理者の指示に従わなければならない。

（指定管理者による管理）

第３条　知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、歴彩館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

(１)　歴彩館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(２)　次条第１項第１号アからウまでに掲げる施設又は附属設備の使用の承認に関する業務

(３)　前２号に掲げるもののほか、歴彩館の設置の目的を達成するために必要な業務として知事が別に定めるもの

２　知事は、前項各号に掲げる業務の執行に要する費用として、予算の範囲内において定める額を指定管理者に対して支払うものとする。

（使用の承認）

第４条　次に掲げる者は、指定管理者（第２号に掲げる者である場合及び使用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条及び次条において同じ。）の承認（以下「使用の承認」という。）を受けなければならない。

(１)　歴彩館の施設で次に掲げるもの又は附属設備を使用しようとする者

ア　大ホール

イ　小ホール

ウ　駐車場

(２)　歴彩館が保存する資料（以下「保存資料」という。）について、模写し、模造し、撮影し、又は原板を利用しようとする者

２　指定管理者は、使用を不適当と認めるときは、使用の承認をしないことができる。

３　指定管理者は、歴彩館の施設及び保存資料の管理上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

（承認の取消し等）

第５条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(１)　使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が第２条の規定に違反したとき。

(２)　使用者が、使用の承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき。

(３)　詐欺その他不正の行為により使用の承認を受けた事実が明らかとなったとき。

(４)　その他歴彩館の施設及び保存資料の管理上やむを得ない理由があると認めたとき。

（使用料）

第６条　使用者（知事の承認を受けた者に限る。）は、次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を府に納付しなければならない。

(１)　第４条第１項第１号に係る承認を受けた者に係る使用料　第８条第２項に規定する利用料金の額

(２)　第４条第１項第２号に係る承認を受けた者に係る使用料　１点（１個の資料をいう。ただし、２個以上の資料が組になっている場合は、１組をいう。以下同じ。）又は１点１日につき6,120円を超えない範囲内において規則で定める額

２　使用料は、使用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、この限りでない。

３　既納の使用料は、還付しない。ただし、知事は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第７条　知事は、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金）

第８条　使用者（知事の承認を受けた者を除く。）は、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

２　利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

３　利用料金は、使用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

４　既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

（開館時間等）

第９条　歴彩館の開館時間及び休館日は、規則で定める。

（罰則）

第10条　次の各号のいずれかに該当する者は、１万円以下の過料に処する。

(１)　第２条の規定に違反し、管理者の指示に従わない者

(２)　第４条第１項の規定に違反して使用し、模写し、模造し、撮影し、又は原板を利用した者

２　詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

（規則への委任）

第11条　この条例に定めるもののほか、歴彩館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成28年規則第47号で平成28年12月１日から施行）

（京都府立総合資料館条例の廃止）

２　京都府立総合資料館条例（昭和38年京都府条例第29号）は、廃止する。

（京都府個人情報保護条例の一部改正）

３　京都府個人情報保護条例（平成８年京都府条例第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（京都府情報公開条例の一部改正）

４　京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第１号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

フォームの始まり

フォームの終わり

附　則（令和元年条例第４号）

（施行期日）

１　この条例は、令和元年10月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、公布の日から起算して９月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前に使用の承認を受けた者に係る使用料については、第１条の規定による改正後の京都府立京都学・歴彩館条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　第２条の規定の施行の日（以下「第２条施行日」という。）前に、同条の規定による改正前の京都府立京都学・歴彩館条例の規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為については、同条の規定による改正後の京都府立京都学・歴彩館条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為とみなす。

４　第２条施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（準備行為）

５　新条例第８条第２項の規定により指定管理者が行う利用料金の設定は、第２条施行日前においても、当該規定の例により行うことができる。

別表（第８条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ＼ | 使用区分 | 午前の部 | 午後の部 | 夜の部 |
| 区分 | ＼使用時間 | 午前９時から正午まで | 午後１時から午後５時まで | 午後６時から午後９時まで |
| 大ホール | | 円  40,900 | 円  54,570 | 円  61,400 |
| 小ホール | 全面使用 | 15,300 | 20,400 | 22,950 |
| ２分の１使用 | 7,650 | 10,200 | 11,420 |
| 駐車場 | | １台１回につき　１時間以内300円(1時間を超えて使用するときは、300円に、１時間を超える部分につき１時間までごとに300円を加えた額（その額が1,200円を超えるときは、1,200円)) | | |
| 附属設備 | | 各附属設備ごとに、１使用時間区分２万円を超えない範囲内において規則で定める額 | | |

備考　１　使用時間区分中の２以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額及び使用時間を超過して使用する場合の超過使用に係る利用料金の上限の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。

２　この表において「１台」とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に規定する自動車で自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第２号に規定する分類番号の頭数字が１、２、９又は０の自動車でないもの（二輪自動車を除く。)１台をいう。